

文化審議会博物館部会

法制度の在り方に関するワーキンググループ（第9回）

令和3年9月30日

【浜田座長】 おはようございます。ただいまから、文化審議会博物館部会法制度の在り方に関するワーキンググループ（第9回）を開催します。本日は、御多忙のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

初めに、事務局に体制の変更があるということですので、紹介をお願いいたします。

【杉浦次長】 失礼いたします。カメラの都合で、座ったままでさせていただきます。

杉浦と申します。前任の矢野の後任として、ここへ着任させていただきました。ここに来る前は、文化庁室長、文化財の担当、京都オフィスの担当をしておりまして、文化財の保護を中心に働かせてもらいました。今後、どうぞよろしくをお願いいたします。

今回の博物館の新しい在り方について先生方に精力的に御審議いただきますこと、本当にありがたいと思っております。文化観光推進法の中でも博物館と美術館は取り上げられており、まちづくりや観光を含め、博物館への注目が高まっております。本ワーキンググループでは、博物館の在り方について、今後どのような形で進めていくか、そういったもののお知恵、それから方向性を御指導いただきまして、行く行くは博物館法の改正へとつなげてまいりたいと考えておりますので、どうか、皆様の積極的な御審議、それから、いろいろな御指導、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私からは、以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

【浜田座長】 ありがとうございます。

それでは、議事に入ります。前回は9月7日に開催されまして、第8回に当たる論議では、関係団体へのヒアリングで伺いました館種や規模ごとの多様な実情を踏まえ、博物館法における定義や事業、それから、登録制度における審査基準等の総論的な部分を中心に論議してまいりました。

9月21日には、博物館部会が開催されまして、この第8回で論議した内容について、私からワーキンググループ座長としての提案を行い、定義や事業、登録制度における審査基準等の論議を深めたところです。

今回のワーキンググループでは、まず、前回の議論とこの博物館部会での議論を踏まえ

て、博物館の定義、事業といった総論的な部分についての方向性を改めて確認いたします。

次に、本日のメインの議題として、登録制度の在り方を論議します。7月30日に博物館部会において決定した「審議経過報告」の中でその方向性を示したところではありますが、今回、この点について、更に具体的な検討を行いたいと思います。

それでは、最初の議題である博物館の定義、事業といった総論的な部分について、事務局から説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局、担当補佐の稲畑でございます。よろしくお願いいたします。では、資料の説明をいたします。今日の資料、一つだけでございます。資料1を御覧いただけますでしょうか。

ページ番号1、最初のページには、これまでの議論の経緯を示しております。これは御説明いたしません。

3ページ目を御覧いただけますでしょうか。これも、先ほど座長から御紹介いただいた、7月30日に決定した「審議経過報告」において書かせていただいた内容について、確認のために載せさせていただいておりますので、説明は省かせていただきます。

4ページ目についても、同様でございます。「審議経過報告」において示された、これからの博物館が果たすべき役割について、再掲しております。

5ページ目からが、前半の議題として確認させていただきたい事項でございます。まず、論点の一つ目、博物館法で言いますと、1条や2条においては非常に総論的なことが述べられておまして、この法律の目的と定義について述べられているということ、上の四角のところ、これは現行の法文でございますけれども、確認いただいた後に、このような法の目的や定義、あるいは博物館そのものの在り方について、どのような方向性を持つべきかというのが、下の色のついている四角の部分でございます。五つ、ポツを書かせていただいておりますけれども、これは前回のワーキンググループでも御議論いただいた内容とほぼ同一でございますが、座長に御紹介いただいた前回の部会でも議論した内容でございます。

まず、一つ目は、この博物館部会ワーキンググループが設置された際に最初の前提として議論してまいりましたけれども、博物館法の所管が文化庁になっていると。文化施設としての博物館の役割も考えていかなければならないというのが、この部会、ワーキンググループの前提の一つでございましたけれども、現在、第1条では社会教育法に基づいた博物館の在り方について規定されてございますが、文化芸術基本法をはじめとした文化の体系の中での博物館の位置づけについても議論すべきではないかというのが、一つ目のポツで

ございます。

二つ目は、博物館の目的として定義されている三つの要素（収集・保管，展示・教育，調査・研究）は引き続き、今後も必要な事項として規定していくべきではないか。これは、前回、ワーキンググループでも議論いただいたことかと思えます。

三つ目も前回の延長でございまして、第2条で設置主体の限定がかけられておりますけれども、この設置主体による限定については、拡大していくと。法人格を持つ設置者全てが対象となるべきではないかという点について、書かせていただいております。ただし、これまで非常に議論がありました公益性／非営利性の担保というのは、意識していかなければならないと。この点については、この論点マル1ではなくて、また後の方で出てきますけれども、登録の審査基準において検討すべきではないかということを書かせていただいております。

四つ目は、第2条の条文の最後の方を見ていただけると明らかなんですけれども、博物館法の規定による登録を受けたものだけが博物館であるというような規定となっておりますが、今や、登録を受けている博物館と相当施設の指定を受けている博物館は全体の約2割というふうに、我々、調査では把握しております。残りの8割を占める、登録されていない博物館の位置づけについても検討すべきではないか。これらもできる限り包含するような体系とすべきではないかという点について、書かせていただいております。

五つ目は、博物館資料についても、第2条の最初の方で「歴史，芸術，民族，産業，自然科学等」と書いておりますけれども、ヒアリングの結果、ここに対する意見は幾つか頂いたところです。これを追加してほしい、これを追加してほしいという意見はたくさん頂いたのですけれども、それを逐次追加していくというよりも、より包括的な定義とすべきではないかということを書かせていただいております。

次に、6ページです。博物館法第3条では博物館の事業について書かれておりますけれども、この事業についての論点として、下に三つ、方向性を書かせていただいております。「審議経過報告」でまとめていただいた、これからの博物館が果たすべき役割として、マル4やマル5として、社会や地域の課題への対応、あるいは持続可能な経営といった点を御指摘いただいております。この中で、特に博物館の最初の定義の部分、2条の定義の部分に表れてこないような社会的・地域的課題への対応という点は、この業務のところでは位置づけてはどうかというのが、一つ目のポツでございます。

ほかにも、ワーキンググループでも部会でも何度も議論をしてまいりました博物館ネッ

トワークの形成についても、この点で規定すべきではないかというのが、二つ目です。

三つ目は、第3条の第四号において博物館資料に関する調査研究が書かれておりますけれども、これは必ずしも博物館資料だけに限られた調査研究ではないということを確認すべきではないか、明確化すべきではないかというのが、三つ目でございます。

前半の説明として、事務局からの説明は以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

ただいま事務局から方向性として具体的な内容を提示していただきましたが、前回のワーキンググループで論議した内容と大きなそごはない内容だったかと思えます。特に、資料の5ページ、6ページを御覧いただきながらと思えますが、ただいまの説明について質問や御意見がありましたら、画面上で挙手又は挙手ボタンを押していただきますよう、お願いいたします。何か御意見はございますか、いかがでしょうか。

では、佐々木委員、お願いします。

【佐々木座長代理】 御説明、ありがとうございます。どう変えていくのかという方向性は、まとめていただいていると思えます。

1点だけですが、ワーキング等でも、今回の資料に出ている博物館の果たすべき役割、これを明確にして、広く人々、国民へのメッセージにしていこうということがあったかと思えます。この果たすべき役割について法の中に明示できないのかという議論もあって、前文をつくったらどうか、第1条にそういったことを載せたらいいという意見も出ていました。現行の法律を見ると、第1条に「国民の教育、学術及び文化の発展に寄与」と書いてありまして、究極的にはこれに言い尽くされているのかもしれませんが、今まで議論してきた、資料の3ページ、4ページにあるような果たすべき役割というのをどう法の中に落とし込めるのか、それは難しいのか、その辺り、事務局に伺いたいと思えます。お願いいたします。

【浜田座長】 ただいまのは事務局への質問ということになりましょうか。私も、前回の博物館部会の中では、この果たすべき役割について、前文もしくは第1条で明示するのがいいのではないかという提案をさせていただきましたが、その点について、技術的な問題もあろうかと思えますが、事務局から御説明をいただければと思えます。

【稲畑補佐】 まず、前文とおっしゃっていた、今までも御提案いただいていた内容についてですけれども、一般論を申し上げますと、内閣の提出する法律で前文を追加するというのは、あまり例がないといえますか、前文を追加するにはそれなりの、社会変化があったとか、強い必要性を説明しながら追加していくことになろうかと思えますが、内閣の提出する

法律において前文を追加するというのは非常にハードルが高いというふうに思います。

それを踏まえた上で、先ほどおっしゃっていた 4 ページのこれからの博物館が果たすべき役割をどう位置づけていくかという点ですけれども、例えば、マル 1、マル 2、マル 3 といった辺りは、先ほど佐々木先生もおっしゃっていたように、博物館の第 2 条の定義において、抽象的にはあるのですが、ある程度言い表せているのであろうなというふうに考えております。一方で、マル 4 の社会や地域の課題への対応というのは、第 2 条ではとても読めないものだと思いますので、それを第 3 条において位置づけてはどうかという提案であったというふうに御理解いただきたいと思います。

【浜田座長】 ただいま事務局から御説明いただきましたが、佐々木委員をはじめ、その他の委員からでも結構ですが、もし御意見がございましたら、お願いしたいと思います。

【佐々木座長代理】 今回の御説明だと、前文はなかなか難しいようにも感じますけれども、第 1 条等で、明確な形、まとまった形で明確にメッセージを出すということは、法技術的にも難しいと、そういう受け止めになるのでしょうか。

【浜田座長】 事務局、いかがでしょうか。

【稲畑補佐】 そのように御説明したつもりです。

【佐々木座長代理】 であれば、せっかく議論をしてきておりますので、望ましい基準になるのか、博物館業界で受け止めて、日博協等の出すメッセージ、行動規範等などそういうところでこの議論を生かしていくということも、別途考える必要があるかなと思いました。

【浜田座長】 私個人の意見なんですけど、特に 4 ページの五つの果たすべき役割は、多分、法律というよりも、もう少し具体的なところで明示する内容かなという印象を持っておりますので、そういう中で明らかにできていけばいいのかなと思ったりしております。

その他、御意見ございましたら。

では、半田委員。

【半田委員】 御説明、ありがとうございました。2 点あります。方向としては審議の経緯を踏まえていただいているというふうには思うのですが、1 条、2 条に関しては、今のお話にもあったように、条文ではあまり細かく書き込めないということが前提になろうかと思っておりますので、ヒアリングで出た館種ごとで、例えば文学みたいなものを具体的に入れてもらいたいとかいう御意見もありましたけれども、むしろ、自然も人文も全部含めるような、より包括的な表現にまとめた方がいいのではないかというのが、私の意見です。

それから、もう 1 点は、5 ページの下の五つの丸の 4 ポツ目の「今や全体の 8 割を占める

「登録されない博物館」についても包含する体系を検討すべき。」という部分は、非常に重要なポイントだと思います。今の博物館法の体系自体は、2割に満たない、約2割の登録博物館を規定する法律になっていることを踏まえて70年の時代変化を考えれば、その外側にいる約8割を占める博物館に何らかの博物館としての位置づけを付与していかなければ、なかなか全体の振興は図れないと思うのですね。そういうふうに考えると、ここで言うことが具体的に法律の中に書き込んで規定をしていくということになると、博物館法の性格自体を結構大きく変えていくことになるのではないかと思います。ですから、今の博物館法の規定の中における、登録博物館が2割、8割がその枠外という枠を変えていくということになると、今の登録博物館の登録制度というものは新しい登録制度に移って、よりハイヤーなスタンダードの中で地域あるいは国全体の中核になり得る博物館をきちっと登録博物館として規定していく。しかし、その一方で、今、相当や類似施設として扱われている登録博物館と同等の活動をしている博物館を何らかの形で博物館法の枠の中に取り入れていくという形で御審議が進んでいくことを非常に強く希望するところであります。ここは、法の立てつけ上、法の方針自体が非常に大きく変わる可能性もあるとは思いますが、是非、今、博物館法の枠外にあるけど博物館として活動しているところを博物館として取り扱っていくんだよというところを法として規定する方向での検討を強く希望したいと思えます。

以上です。

【浜田座長】 私も同様の方向性を実は考えておりまして、登録されていない博物館をいかにこの法の中に盛り込んでいくかということが、今回の法改正では重要な点かなと思っております。

続きまして、小林委員、お願いいたします。

【小林委員】 ありがとうございます。基本的に半田さんのおっしゃったことに賛成です。現在、登録されていないところに手を挙げていただいて、いかに新たに博物館にしていくかみたいところを法的にどう書くかということだと思います。今後のことになると思いますが、その必要性もどう説明していくかが大事になってくると思っています。先ほど佐々木さんが、前文をつけられないのかということで難しそうだというお話がありました。しかし、前文をつけなくても、少なくとも大きな改正をする以上は改正のための説明をする必要があるわけで、そのときに説得力ある説明というのが必要な気がしています。それは文化庁さんにお任せするというのではなく、その部分も含めて考えておく必要があると思っております。

います。

もう一つは、第1条のところに、博物館というのは、学術とか文化の発展に貢献していくのだというのが書いてある以上、文化芸術基本法の文化施設に入れるというのは当然の方向性だと考えています。ですから、社会教育法に根拠を持つということと、文化芸術基本法の中にも位置づけられる文化施設であり、広く博物館に親しんでいく博物館文化を形成していく方向性を明確にしたいと考えています。

取りあえず、今のところは以上です。

【浜田座長】 ただいま小林委員から、1条等に関して、技術的な面も含め、その表記の仕方について御意見を頂いたところですが、そのような方法はあるのかどうかということ事務局でも確認していただくといいのかなと思います。

では、佐久間委員、どうぞ。

【佐久間委員】 ありがとうございます。事務局、きれいにまとめていただいて、感謝いたします。前々回までのヒアリングの中で言われたことというのは、私たちが博物館として一緒にやっていけると思っているような施設というのが、様々な理由で登録という壁に阻まれてしまって、博物館でないという形になってしまっているという現状ですよね。多分、はじかれてしまっている施設でも、ICOM基準的に見ると十分博物館であるし、社会教育上の役割を非常に強く果たしていただいている施設だと思うのですが、こうした施設というのをきちんと博物館というネットワークの中に入れていかないと博物館政策あるいは文化政策というのがきちんと進んでいかないだろうというのが、ヒアリングを終えての感想です。今、この博物館法はそうした施設たちをはじいてしまっているという状況をまずは改善しなければいけないところで、この8割を占める登録されていない博物館についても包含する体系を検討すべきということは、本当に強く共感いたします。

その上で、博物館たり得るためにどういったことを施設に求めていくのか。要するに、博物館と認める、それは一緒に私たちは社会の中でこういう義務を負うよという関係に多分なっていくのだらうと思うので、登録博物館という敷居と別のところで大きく包含していたときに、例えば、学芸員制度みたいなのをどうしていくのかというような、様々な点はもう少し検討が要るところがあるのかなあというふうに思います。でも、それをこなしてでも何とか社会の中における博物館全体の役割をきちんと位置づけて、博物館政策というか、文化政策を進めていくということにしていけないといけないのだらうと思います。そうしたきっかけとして、今、小林さんの方からもありました、文化芸術基本法をきちんと視野に入

れていくということは、文化財保護とも絡む法律ですので、非常に大事なリンクじゃないかなあというふうに思います。特に文化芸術基本法の方には博物館の振興は書かれているので、逆に博物館法の側からそれに対応する形での書き込みというのがあってしかるべきだと思うのですね。なので、そうしたことによって様々な現代的課題というものも進めていく根拠になっていくんじゃないかなというふうに思いました。

以上です。

【浜田座長】 ただいまの佐久間委員の御意見は、多分、必要な検討事項と思われる。特に今回は、第1条の中で、社会教育法をベースとしつつも、芸術文化基本法をどう捉えていくかということを考えていく必要があると思います。また、博物館や博物館資料についても、第2条の中でより包括的な表記というのが今回の改正で必要ということが確認されたのかなと思われる。

時間もあまりないのですが、オブザーバーの栗原さん、どうぞお願いいたします。

【栗原オブザーバー】 2点だけ、発言させてください。1点は、構成は問題ないのですが、5ページの三つ目の丸のところ、全ての設置主体による限定を拡大することについて、国立館、大学、さらには地方独法、これも当然対象とするのだということ念のため発言しておきます。

それから、今、座長が最後におっしゃった博物館資料の定義について、現行の第2条は70年前の非常に古くさいものになっていますので、包括的なものという観点で言うと、ICOM規約の定義では、「有形、無形の人類の遺産とその環境」という言葉になっている。コレクションという言葉は使ってないのですね。今、定義の見直しをやっていて、コレクションという言葉を使うかどうかという熱い議論がなされているので、ICOMの議論がどうなるかというのを見守りたいところではあるのですが、少なくともより包括的な形で入れていけば、全てのものが対象になっていくというふうになりますので、是非その方向でやっていただきたいと思います。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。参考になる御意見だと思います。

大変申し訳ございませんが、今日は、この後、登録制度に時間を割きたいので、まず、前半部の目的・定義、事業に関しては、この辺で論議を終えたいと思います。更に御意見のある方は、後ほど事務局にメール等でお寄せいただけたらと思っております。

では、申し訳ありませんが、次に進ませていただきます。本日のメインの議題である、登

録制度の具体的内容について、論議したいと思います。本論点は非常に多くの内容を含みますので、事務局から資料を説明していただき、全体像を把握した上で、前半と後半に分けて論議したいと思います。

それでは、まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 引き続き、事務局でございます。よろしく申し上げます。資料1の7ページを御覧いただけますでしょうか。

7ページは表紙ですので、1枚めくっていただいて、8ページからが説明資料になります。今回の議論は、前々回、前々々回から行っていただいたヒアリングの結果を基に行っていますけれども、事務局の方でもう一つ、多くの方々の意見を伺う作業を行っております。まず、この8ページはその紹介でございます。まさに登録事務の主体となっただく、今なっただけいてる、そして、これからもなっただくとしている、都道府県・指定都市の教育委員会の皆様にアンケート調査を行っております。実は15年前の協力者会議を文部科学省が立ち上げて議論していたときも同じようなアンケートを行っているのですが、今回は、そのアンケートに準じて、改めて現在の登録事務の状況と、7月30日に決定いただいた「審議経過報告」に対する御意見も併せて伺ったという調査を行いました。回答状況は、全ての自治体の皆さんに回答いただいているわけではありませんので、暫定的なものとして今回提出させていただいております。67自治体にお伺いして、ちょっとこの資料は古いので、59ではなくて、今、60自治体から御回答いただいているという状況でございます。

これを論点ごとに分割して御紹介していきたいと思いますが、最初に御紹介したのは、めくっていただきまして、9ページ、審査基準に関する御意見です。二つ、御質問を用意しております。まずは、一つ目の質問で確認したいのは、かなり前ですけれども、昭和27年に当時の文部省社会教育局の局長名で出された通達がありまして、「博物館の登録審査基準要項」というものが出されております。これは地方分権の考え方の下で廃止されているものなんですけれども、いまだにこれを前提として教育委員会で審査基準を定めている事例が非常に多いというのが15年前の調査で分かっておりましたので、現在の状況を改めて確認したというものでございます。「教育委員会規則に要項の内容を反映している」というのが15%、「教育委員会規則以外の内規等に要項の内容を反映している」というのが33%、「教育委員会規則や内規等で登録審査基準は定めていないが、登録要件の審査にあたり要項を参考にしている」というのが52%ということで、要項を参考にしながらそれぞれの教育委員会の内規をつくっていただいているという状況であることが見て

とれます。

二つ目は、登録審査の基準の在り方について、どのようにお考えかというのを伺ったものです。「現状のままでよい」という御回答が57%となっていて、「実質的な活動を問うものとすべき」という、今回の我々の提言と同じような御回答を頂いたのは23%ということでございます。ただ、注意しなきゃいけないのは、答えていただいた後に理由の記載欄を設けていたのですけれども、そこに書いていただいた内容をつぶさに見ていくと、現状のままでよいと御回答いただいた自治体の皆様は大きく二つに分かれていて、理由欄に何も書いていらないところが一つのグループ。もう一つは、下の理由欄に抜粋しておりますけれども、現在でも自治体の判断で外形的な基準に加えて実績や展示内容などの審査を既に行っている、有識者の意見も聴取した上で審査しているということで、今でも我々の提言と同じようなことを行っているので変える必要はないのではないかという御回答も半分あったということでございます。

これを踏まえて、10 ページ目です。前回は御議論させていただきましたけれども、登録の審査基準については、これまで何度も引用させていただいている、2017年に日本博物館協会においてまとめていただいたような新しい審査基準のイメージを基に議論をしていくのがいいだろうというのが、1 ポツ目でございます。2 ポツ目は、最初に定義のところでも御紹介しました、問題となっている、博物館としての公益性あるいは非営利性をどのように担保すべきかという点ですけれども、これはまた後で御紹介いたします。3 ポツ目は、館種等による特殊性ですね。次の11 ページで先ほど御紹介した日博協の基準については引用させていただいておりますけれども、ここに、館種ごとの特殊性、ヒアリングで伺ったようなことを反映してはどうか、考慮してはどうかということと、これまで博物館同士のネットワークについても御議論いただきましたが、このようなネットワークで機能を補い合うような関係についても一定程度考慮してはどうかというのが、3 ポツ目でございます。

めくっていただいて、12 ページは、先ほど2 ポツ目として御紹介した公益性あるいは非営利性をどのように担保していくかという方向性について御議論いただきたいというのが、この12 ページ目でございます。事務局として投げかけさせていただきたいと思っているのは、一番上の方向性のポツです。新たな審査基準において担保する博物館としての非営利性というのは、今既に設置主体として認められている一般社団・財団法人において確保されている非営利性に準じた内容を、法人全体ではなくて、博物館事業という単位で担保されていることを確認するというのを審査基準において行ってはどうかというのが、投げか

けでございます。下には、一般社団と財団、二つありますけれども、一般社団の方の非営利性の確保について、法律を引用しております。一般社団においての非営利性というのは、剰余金、利益を社員に分配しないということ。利益を上げることは非営利性とは関係なくて、利益を上げてもいいのだけれども、それが当該法人の目的のために使われる、社員に自由に分配されないということが非営利性であるという考え方でございます。社員に分配することを定款に書いても無効になるというのが法律では書かれておまして、これが一般社団法人における非営利性ということでございます。これを博物館単位で規定するにはどうすればいいかというのは、恐らく専門的な議論が必要なもので、更に詳細な議論は必要なのですが、この考え方について御意見を頂きたいというのが、12 ページ目でございます。

13 ページ目は、登録のインセンティブについての、教育委員会への調査の回答です。「登録制度の必要性を感じるが制度の見直しが必要」と、62%の自治体の皆さんに御回答いただきました。特に、2 のところがその理由ですけれども、我々の「審議経過報告」で確認した内容と同様のことを都道府県の教育委員会さんでも認識されているということが見てとれようかと思えます。

14 ページ、インセンティブに関する質問への回答です。公立、私立、それぞれの優遇措置について、現行の措置は十分ですかというのを15年前にも聞いていましたので、改めて伺ったところ、私立は「十分」という回答が半数以上でしたけれども、公立は、「十分」が45%、「十分でない」が52%という御意見になっております。その理由として、自由記述欄を見てみると、4 ポツ目、「登録博物館を冠することのステータス化（認知度向上）」が必要なのではないかというような御意見も頂いております。

これを踏まえて、次の15 ページですけれども、登録のインセンティブの一つとして、下に既に社会的に広く認知された登録・認証制度の例というのを載せさせていただいております。例えば、我々文化庁のやっている登録有形文化財は、登録された後にプレートを発行して、登録有形文化財であること自体がステータスになっているというものですが、登録博物館制度が今このような状態にあるとは恐らく言えないと思えます。このような登録されること自体がメリットになるようなものを中長期的には目指していくべきではないかというのが、2 ポツ目で書いているものでございます。1 ポツ目には、その前提として、例えば、これはちょっと言葉が足りないのですが、登録になったことについては、当然ながら、登録されていない人が登録ですよと言うことはできないような法制度にすべきではないかというのが、1 ポツ目でございます。3 ポツ目としては、国民や博物館にとって新制度が

より親しみやすくなるようなプロモーション活動を行っていくべきではないかというのが、3 ポツ目です。右下に UK Museum Accreditation Scheme というのを紹介していますが、イギリスにおける博物館の登録認証制度においても、名称の独占というものは行ってないですが、認証を受けた館にロゴマークの使用許可が行われているということでございます。

次、16 ページです。また別の論点として、第三者組織というふうに御議論いただいてきたものに関する御質問です。登録要件の審査を現在どのように行っているかというのを聞いたのが、上の質問です。審査委員会を設けていたりとか、担当部局と外部有識者の合同で審査を行っていたりとか、外部有識者による何らかの審査を既に行っているところが、5%、17%、合計 22%あるという状況でございます。次の質問は、第三者組織の審査の必要性について伺ったものですけれども、「関与が必要」と答えられた自治体が、半分以上を超えている、67%になっているという状況でございます。

これを踏まえて、17 ページです。大きな方向性は「審議経過報告」において示していただきましたけれども、各教育委員会においてそれぞれ第三者委員会を立ち上げていただき、意見を聴取していただく。最終的には登録は教育委員会の決定になりますので、当然、自らの権限において有識者を選定して、それぞれ審査を行っていただく。他方で、例えば、有識者のリスト化とか、研修、あるいは各博物館が登録申請を行う際の様々な実務のサポートなどを行うための全国単位での第三者組織というものの役割も一定程度あるのではないかというのが、二つ目のポツでございます。これを法律上位置づけるかどうかはともかく、全国単位でこの制度をサポートしていく組織も必要なのではないかというのが、二つ目のポツでございます。

次に、18 ページです。次は、更新制というような形で今まで御議論いただいてきたものです。「審議経過報告」には、審査水準の維持という項目において、書かせていただきました。更新制あるいは定期的な報告などによって審査時の水準を維持あるいは向上させていくような仕組みが必要なのではないかというような点でしたけれども、これに対する回答でございます。今、定期的な状況確認を「実施している」というところは、僅か 10%です。ほとんどが定期的に登録の水準を確認してはいないと。登録したら、登録はずっと維持されるという制度となっているということです。二つ目の質問です。「審査基準の内容に応じた更新制や定期的な報告の必要性について、どのようにお考えですか。」という質問に対して、何らかのシステムが必要であると答えられたところが 65%となっているということでござ

います。一番下の理由欄を見ますと、「登録後も定期的な報告や評価制度はあってもよいかと考えるが、更新制度については自治体のみならず博物館の負担も大きい。」という御意見が、これだけだけでなく、幾つか寄せられておりました。我々事務局として様々に、教育委員会の皆さん、自治体の皆さんとも意見交換を行ってきた結果、この負担は非常に重視すべき問題であるというふうに考えてございます。

19 ページはこれを踏まえた方向性の案でございますけれども、十把一からげに更新制というものを設けるのではなくて、審査時の水準を維持・向上させるという目的を達成するならば定期的な報告ということで達成できるのではないかというのが、御相談したい方向性でございます。都道府県等教育委員会が必要と判断した場合は、当然、再審査を含めた指導・助言を行うという中で、定期的な報告を行っていただくという形ではどうかというのが、19 ページです。

20 ページです。次の論点として、施行期日。非常に細かい論点ですけれども、一つだけ確認しておきたいのは、都道府県等教育委員会における審査体制の整備には一定の準備期間は必要であろうと。当然のことですけれども、これについて確認したいと思います。アンケートでもそのような御意見を多数頂いたということです。

最後、21 ページ、経過措置についても、考え方を整理しておきたいというところです。簡単に申し上げますと、現在の登録あるいは相当施設の指定を受けた館については、経過措置期間などを設けて、一定期間、これまでの地位は維持していただく。ただ、それが未来永劫維持されるのではなくて、どこかの段階で新しい基準での審査を受けていただいて、新しい制度に移行していただくという措置が必要なのではないかという点について、確認させていただきたいと思います。

長くなりましたが、以上です。

【浜田座長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を踏まえまして、意見交換を行いたいと思います。ただいまの説明では、論点は大きく六つありましたが、まずは、10 ページの論点マル3、新しい審査基準と、15 ページの論点マル4、登録のインセンティブについて、御意見を頂きたいと思えます。残りの論点も議論するために、これから長くとも40分以内程度で次の論点に移れるように意識して御議論いただくとよいと思います。ここの委員の中には、現場の美術館の方でありますとか、審査を担当されている方もいらっしゃいますので、御意見のある委員から、画面上で挙手又は挙手ボタンを押していただきますよう、お願いいたします。

では、御意見のある方は、どうぞ。

10 ページ、15 ページの資料を中心に、よく御覧いただければと思いますが、挙手はございませんでしょうか。

では、実際の審査事務を御担当されている、原委員から御意見をいただければと思います。よろしく願いいたします。

【原委員】 原でございます。よろしく申し上げます。

まず、10 ページのところの審査項目は妥当だと考えます。ただ、現行法で難しくなっている部分は何点か見受けられているのは、施設・設備に関することですが、恐らく東京の事情かもしれないのですが、一戸建ての博物館施設・設備を持っていないところが非常に多くなっています。大学なんかもそうなのですが、収蔵施設が大学のあちこちに飛んでいたり、あるいは、一つの博物館が高層ビルの中とか合築された建物の中に入っていたりするという事情があって、それをどういうふうに審査するのか、審査自体が、今、非常に難しくなっています。その辺をうまく探っていかなくちゃいけないかなと思っています。

また、施設・設備が自分のものではない。博物館施設があることという現在の登録基準をどう見るか、外形的なことを言って申し訳ないのですが、博物館施設を賃貸している設置者も東京都内には多いです。先ほども博物館資料という話があったのですが、その資料をどこに収蔵するのかというところがちょっと難しくなっているのかなあとと思っています。また、国立の博物館もそうでしたね。保管庫は東京都外という場合が少々見受けられます。そういったときの考え方もきちっと整理して審査項目を考えていかなくちゃならないのかなと、今、考えました。

それから、調査研究は、先ほどの前段の議論でお話があったことに賛成します。資料に関する調査研究だけではなく、地域社会、あるいは様々な学術的な部分も含めて幅広く調査研究する必要があると思いますし、また、資料の保存・保管、あるいは展示方法に関する調査研究も、もちろん今までどおり必要なのではないかと考えています。

今感じたことは、以上でございます。

【浜田座長】 ありがとうございます。現行の登録制度の外形審査の中で施設・設備が併設型のところが課題であるというようなことが挙げられたかと思いますが、新しい登録制度においてはその辺をどのように考えていくかということも、一つのポイントになるかと思われれます。

そのほか、御意見は、いかがでしょうか。

では、美術館現場の竹迫委員、御意見をいただけるでしょうか。

【竹迫委員】 ありがとうございます。まず、審査基準に関しては、私も妥当なのではないかと思いつつながら、今、原委員がおっしゃったことは、確かにそうだなということを実感しているのです、この辺りは課題だろうなと思います。

一方、登録のインセンティブという点をずっと考えていて、登録して何がメリットなのか。当館等は創立時から登録しているので登録の有無の違いみたいなところは正直分かりにくいのですが、何がメリットのかということもとても大事なのですが、もう一つは、博物館法で登録博物館になるということが誇りとして各館に捉えられるのかどうか。立派な看板を頂いてうれしいということだけではなく、理想論からすれば、登録をして目指すべき方向をきちんと目指して社会に貢献したい」ということを各館で思っていく、そのことこそが大切なのではないかと私は思います。その上で、それでも登録手続とかが大変でできないというところはあるのだと思うのですが、前回、佐々木委員がおっしゃった、登録をしていない館にとっても、目標となる、理想となる博物館像というのを示せるかどうかということが今回の改定の中でとても期待されるべきところで、半田委員がおっしゃる、8割を取りこぼさず、そこをより多く気持ちも実態も登録に向けていくということに関して、とても大事なことのように、思っています。栗原先生がおっしゃったとおり、審査のための手続が本当に大変なのは当たり前なんだと思うのです。それをやりたくないということではなく、それをやってでも理想を共有していきたいと思えるような博物館法をつくっていくかどうかというのが課題なのかなと思いました。

【浜田座長】 ありがとうございます。確かに、博物館部会の中においても、今、登録されていないけれども、うちの館は頑張っているんだと、そういうところを支援できるような制度に改革することが必要ではないかというような意見が出ておりますので、そういった方向性でまとめられるのがいいかと思います。

今、お二方の委員から御意見をいただきましたが、その他の委員から、是非御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、半田委員、どうぞ。

【半田委員】 失礼します。今日の資料、とっても興味深く拝見しました。塩瀬さんも言っておられるように、データで見ていくというのは次の話につながるなという意味で面白く拝見したのですが、一つは、9ページの登録の要件や基準は現状のままでいいという回

答が6割近いという現状については、昭和26年につくられた博物館の登録基準を変えなくてもいいんじゃないかというような空気の中で現状の博物館の登録事務を行っていること自体を見直さなくちゃいけない時代に来ているということだと思っております。自治体の教育委員会も文化行政等を含めて非常に人の少ない中で御苦労されていると思うのですけれども、例えば、登録博物館の登録事務自体についてだけ考えてみれば、一部の都道府県を除いて考えれば、年間平均で1件とか、そういう頻度の事務になっているという実態もまたあるかと思うのですが、そうした中で、今回の制度改正あるいは法改正に向けて博物館の方がどういうビジョンを描いているのかという情報をもっともっと教育委員会サイドに情報提供して、その方向性を共有する地盤が必要だと、強く考えました。その情報・方向性を共有した上で、また新たに、この先になると思うのですけれども、教育委員会の御意向も聞きながら考えていくのが必要と考えた点の一つ。

それからもう一つは、今回議論されている第三者組織、第三者機関と教育委員会のこれからの博物館行政に係る業務についての役割分担というか、そういったものもしっかりと見える形で御提示していく中で教育委員会の方とも協議を進めていくという体制が必要なのかなというふうに思いました。

それから、登録基準については、現状示していただいている2017年の日博協基準というのは、あくまでもミニマムな、全館種共通のものという前提でつくらせていただいたもので、事務局からの御説明にもありましたけれども、まだ検討段階で、これに加味しなくちゃいけないのは館種特性だというのは検討課題として残っておりますので、その点はこれからの議論の中できちっと検討すべきポイントかなと思った次第です。

取りあえず、意見を述べさせていただきました。ありがとうございます。

【浜田座長】 今回の会議で、全国的に教育委員会に対する登録事務のアンケートをやってもらったことは、前回と比べて大きな前進があったかと思いますが、具体的な課題もこの中に出てきたように思います。第三者組織の問題については後半の方で具体的に審議したいと思いますので、その他の部分も含めまして、ご意見をどうぞ。

内田委員、どうぞ。

【内田委員】 ありがとうございます。私からは、少し枝葉末節な話になるかもしれないのですけれども、12ページの非営利性の担保について、一般社団法人の規定を参考につけて、「剰余金を社員に分配しないこと」というところで非営利性の担保の方法論というふうになっていますが、私は、これは少し弱いと感じました。剰余金は、例えば、子会社みたい

な話だと、配当で親会社に持っていくことも可能ですし、その辺りの資金や会計の独立とか、母体となる組織との隔離みたいなものを要件に入れておかないと、この先にインセンティブとして、補助金とか、助成金とか、そういったものが入ってくることになりますので、資金の隔離は必須ではないかなと思います。それから、例えば、設置している、親となっている企業の経営が厳しくなったときとかということも考えると、独立した会計、切り離されていると、ミュージアムだけを引き継いでくれる別の組織に渡していくこともやりやすくなりますので、非営利性の担保のところ会計的な独立というのを是非入れていただきたいかなと思います。

私からは、以上です。

【浜田座長】 今の御意見は、12 ページの部分ですね。規定母体と博物館とは隔離して審査すべきだという御意見だったと思います。

その他、御意見ある方は、挙手をお願いいたします。

では、佐久間委員、どうぞ。

【佐久間委員】 短く。原委員がおっしゃった、図書館とかとの合築が増えているという部分は、私も気になっています。社会教育施設として博物館と図書館とが機能を融合させていかなきゃならないという小規模自治体なんかのニーズというのも非常によく分かる話でして、この辺りというのは、この法の中であまり厳格に規定をしていくような、分離を求めるようなやり方というのはあまりうまくいかないかなあという気はしています。いずれにせよ、そういうのも館種による特殊性みたいなところでフォローしていかなきゃならないところかなあというふうに思っています。

非営利性の部分は、今、内田委員がおっしゃったような、特に海外なんかで民間会社に非営利法人を認める制度をやっていたらしくるところもたくさんあるので、そうした事例も参考にしながら、無理のないところを定めていくというのがいいのかなあというふうに思っています。

教育委員会の方の基準のところは昭和 27 年基準で、これを改定しなきゃならないのは時代的にも明らかだろうというのは、本当にそう思います。そうしたところでどういった実態をつくっていくのかなんですけれど、インセンティブの部分というのは、リブランディング以上に、14 ページの記述の中でも、これは教育委員会と博物館現場が思いを一にしてくれているところで非常にありがたいなと思うのですが、こうしたところで研修の事業とかへの言及というのも私たちの議論の中でも出ていたところですし、様々な優遇措置であると

か、資料収集とか、被災時のこと、こういったことというのも本当に大事なことだと思います。中でも、今、文化財保護法のやられているような、地域の文化財というものを「文化財保存活用大綱」の中みたいな形のところで、何かレスキューしなきゃならない対象というところに、「登録博物館になったのだから、当然、この中に入れなきゃいけないよね」みたいな形で博物館法の博物館として認知されていくということが、防災であるとか、社会として支えなければならない対象ということにきちんと盛り込まれていくような仕組みづくりというのも、この法の中に記述することではないかもしれませんが、意識していかなきゃならないことだと考えています。

以上です。

【浜田座長】 ただいま、インセンティブのお話で、アンケート結果の14ページのこういった優遇措置の、現場の意見というのも重要ではないかという御意見だったかと思いません。

その他、まだ御発言のない委員から、是非御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、塩瀬委員、お願いいたします。

【塩瀬委員】 塩瀬でございます。私がワーキングに入ったのは、大学博物館を代表しているわけでは全然ない役割でお声がけいただいたはずですので、これは一意見でしかないのですけれども、今の基準の話をついてみると大学博物館というカテゴリーはこの認定に入るのが難しいのではないかという気がしました。そこを素朴にお話しさせていただくと、さきほどの施設・設備の独立性という観点で言うと、館としての独立した施設を持っている大学博物館自体が極めて少数で、幾つかの部局にまたがって存在していたり、資料を間借りした建物に抱えていたりというもあります。さらに言えば、先ほど内田委員がおっしゃっていた会計的独立というのは大学博物館ではほぼあり得ない状況で、多分、教職員はみな大学に所属しているので、博物館に所属している、博物館で抱えている教員自体を持っている大学はほぼない状態だと思います。そうなったときの教職員の抱え方、それから、会計的独立というのがあり得るのかというふうになると、多分、ほぼほぼ項目から外れてしまうのではないかなというふうに思います。そうなったときに、多分、同じような状況を抱えているのからすると、さっきの博物館の名称付与の独占性の話をすると、本当ならば仲間を増やすはずの8割から「博物館」という名を取り除くことにならないかなという心配が少しあります。この変更によって博物館の数を5分の1にすることが目的ではないはずだと思います。

ので、そういう現状をしっかりと踏まえた上での登録制度というのが必要ではないでしょうか。また、教育委員会との関係というのを考えたときにも、都道府県の公立の大学はそのままでよいかも知れませんが、少なくとも国立大学と私立大学は教育委員会以外のどこに出すのだろうというのも気になります。大学博物館自体はそんなに数が多いわけではないと思うのですが、今回ここまでお話をうかがった範囲の基準に当てはまる大学博物館は、もしかするとほぼないのではないかという気すらしました。そういったところも、今回大切にしようとしている小さな声の博物館と同じように御配慮いただけたらなと思います。

【浜田座長】 ありがとうございます。逆に、締めつけになる登録基準では主客転倒になってしまいますので、緩和した中でどのように手を挙げてもらえるかということを考えるべきかと思います。今の点は大事な御意見だと思いますが、更に御意見ある方がいらっしゃったらどうぞ。

では、事務局から説明をお願いしますか。

【稲畑補佐】 先ほど塩瀬委員から御意見いただいた点について、補足で説明させていただきます。まず、内田委員からも御指摘のあった会計的な独立性については、独立性をどこまで厳密に求めるかということもあるのですけれども、12 ページで「法人全体ではなく、博物館事業において担保され、確認できる」というふうな表現を選ばせていただいたのは、まさにそのような趣旨でございます。経理が完全に別の形かどうかはともかく、博物館事業としての会計が確認できるということが前提になるということです。その上で、塩瀬委員がおっしゃっていた、大学においてはという話、それは当然、おっしゃるとおりだと思います。大学は既に、国立大学なら国立大学法人として、法人単位で非営利性は確保されておりますので、この非営利性の担保というのは、法人単位で確保できていない場合にはこうしてはどうかという前提でございます。

もう1点、塩瀬委員がおっしゃっていた、名称の独占の話です。これ、資料の書き方が悪くて、私の説明も悪かったのですけれども、博物館という、もう既に世にあふれている名称を独占させようという意図ではございません。そうではなくて、登録された登録博物館の名称を、ほかの人が登録されていないのに登録博物館だよという表現はできないと。今は当たり前のことなんですけれども、これまでは法制度上は登録博物館だと詐称しても問題ない制度であったということなんですけれども、それを駄目にしてはどうかという趣旨でございます。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。今、事務局の補足である程度御理解が進んだかと思えます。

では、オブザーバーの栗原さん、どうぞお願いいたします。

【栗原オブザーバー】 度々すみません。一つ、確認というか、指摘しておきたいのは、9 ページ目にもあるように、博物館法に書いてある基準というのはあくまで法律上の全体的な規定であって、実際には各都道府県・指定都市教育委員会が定めるというのが原則のルールになっています。そう考えると法律にどこまで書き込めるのかということになりますが、苦い経験として、平成 21 年に、第 12 条が地方分権改革推進委員会から勧告が出され、全部、削除すべしという、とんでもない見直し案が出されたことがあるのですね。さすがにそのときは日本学術会議や全日本博物館学会をはじめ関係学協会が猛反対をして無事残ったのですが、これのどこが規制なんだというふうに言いたいところなのですけれども、今の時代であっても、第 12 条で書いている一号から四号までをより細かくすることは多分難しいんじゃないかと思えます。11 ページにあるようなものは、法律ではなくて告示など、もっと下の段階で細かく決めていくことになってくるので、むしろ法律でどこまで必要最小限のところを書き込めるのかというようなことを議論する必要があるのかなと思いました。

それと、あまり本質的な議論じゃないのですが、せっかく事務局が資料を出してくれたので、15 ページのリブランディングのところなんですけど、これはインセンティブの一つにしかすぎないのであまり大きな議論にはならないと思うのですが、御覧のとおりイギリスの例だけ載っていますが、アメリカなんかも、AAM のア krediyteeshon (認定) を受けた館は、マークをつけることが許されていて、入り口のところにこういうシールが貼ってあれば、この施設はア krediyteeshon 施設なんだなということが分かって寄附金を得やすいというメリットがあります。そう考えると、日本の博物館、私もたくさん見ましたけど、登録博物館というのを大きくうたっている館はあまりなくて、幾つかの例として、実は博物館相当施設の方が、結構、そういう表示をしている例が多い。逆に、登録になれないが故に、うちはちゃんとした博物館ですよというのをアピールしたい館があるのかもしれないので、ある程度のニーズはあるのかという気はします。

それから、参考ですけど、例えば、あまり賛成しませんが、橋下知事のときに、今もやっていますが、「大阪ミュージアム構想」というのがあり、これは多分、上からのかなり強く指示があったと思うのですが、こんな表示をよく見かけます。登録文化財みたいな立派なブ

レートである必要はないのかもしれませんが。最近見たところでは、東北の方で被災地域で、「3.11 伝承ロード」で「震災伝承施設」という認定をしていて、ここ数年できた館が多いものですが、認定証が表示されています。あまり金をかけない範囲で、登録博物館だというシールでも、そういうのを貼ることによってアピールする。更に言うならば、登録博物館がどこなのかというのを一般の人は誰も知らないので、文化庁なり、あるいは各都道府県でもいいのですけれども、うちの県にある登録博物館はこれですよというのを明示できるようにした方がいいと思います。ICOM 日本委員会でも今までそういったものがなかったので、半田委員の方に御協力いただいて、ICOM 会員で優遇措置があるところのリストを ICOM 日本委員会のホームページに載せました。登録博物館はどこなんだということが分かるようにホームページ等でも公開するというのも大事になってくるんじゃないかと思います。

すみません。余談でした。失礼しました。

【浜田座長】 登録のリブランディングの様々な事例を紹介していただきまして、ありがとうございます。

私も実は申し上げようと思ったのですが、登録要件の審査基準等については、法律の中では多分あまり細かく書く必要はないであろうと思いますし、栗原オブザーバーからも御意見が出たように、もっと細かいレベルの内容ということになるとと思いますので、ここでは大枠の論議ができたらいいのかなと考えております。ただ、多くの博物館がこぼれるような基準では困りますので、そこが救えるような表現が取れたらと思う次第です。

では、原委員、どうぞ。

【原委員】 ありがとうございます。一つ、法律の上で書くことという意味で考えると、たしか博物館部会の方でもちょっと話があったのですがけれども、末梢するとき、博物館を脱出するときの基準をどう考えるべきかを議論しておきたいと思うのです。ひょっとしたらそのところも都道府県教育委員会に任せるというのでしたら、それはそれなのですがけれども、博物館じゃなくなるときとはどういうことかなって思っている点の一つあります。

それから、そのときに、私は文化財保護法をやっているせいもあるのですが、資料の散逸をどうやって防ぐのかということをおもって考えておかないといけないかなと。博物館を末梢する、あるいは閉めるというのはどうしてもあり得ることで、東京都でも何回か経験しているのですが、というか、都が自分で2館ほど閉めていますので、そのときの資料の取扱いに対する規定がないというのは、私、学芸員をやっていて、とっても苦しかったです。組織の中でそれを説明していくのがとっても苦しかったので、博物館法の中に、資

料をどうするのかということを保証できる文章を書けないものでしょうかね。その辺について皆様の御意見をお聞かせいただけると、都道府県としてはありがたいと思います。よろしく申し上げます。

【浜田座長】 大事な御指摘だと思います。博物館法ができた70年前は閉館という概念は全くなかったと思います。しかし、今日のように閉館が相次ぎますと、その資料をいかに保存していくかということが博物館法に書かれていないということは、私も大きな課題と思っています。2018年でしたでしょうか、鳥取県北栄町の博物館の資料が満杯になってしまって民間に処分したということがマスコミでも話題になりましたけれども、その記事に博物館法に処分について記述がないということが指摘されていたということを記憶しております。もし、これに関して御意見ある委員がいらっしゃいましたら、いただけたらと思います。

佐久間委員、どうぞ。

【佐久間委員】 本当に、今御指摘いただいたことは、すごく大事な点だと思います。私の知っているところで言うと、ICOMのNATHIST（自然史博物館）の委員会の方が、倫理規定の中で、博物館の資料の廃棄は避けなきゃいけない。要するに、閉めなきゃいけないときでも、譲渡という形で最大限に努力をしなければいけないということを定めています。売却よりも、きちんとした形での譲渡というのを優先するような形のことを言っていますよね。イギリスのMAなんかでも、資料の廃棄に関して、廃棄をしなければならぬケースがあるにしても、ちゃんと第三者委員会みたいな形でちゃんとそれを検討しなければいけないんだということを定めています。その辺りは、法政大学の金山先生なんかもレポートで出されていますが、客観的にちゃんと、公共の財産である文化財、博物館資料というのは文化財だと思いますので、そういうものを定める基準は必要なんだと思います。一義的には、博物館を設置した人、設置者の責任というのが出てくるのだと思うのですが、その上で、それを指導監督しなければいけない、自治体の責任、国の責任というのをどういうふうにして定めていくかというところなんだと思うのですが、僕もそれは、企業における破綻法制であるとか、いわゆる財団の場合の解散の資産の保全みたいな話と同様に、博物館においての一番の資産は資料なので、そこの保全ということが何か必要なのではないかなというふうに思います。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

では、オブザーバーの栗原さん、お願いいたします。

【栗原オブザーバー】 補足しますと、今、佐久間さんのお話にあったのは NATHIST の倫理規程ですが、ICOM 本体の倫理規程にも同じような形で規定がなされています。

それから、法令に則して言うと、博物館の設置及び運営上の望ましい基準の第 5 条の中に、平成 23 年に改正したときに新たに入ったものなのですが、「当該博物館が休止又は廃止となる場合には、その所蔵する博物館資料及び図書等を他の博物館に譲渡すること等により、当該博物館資料及び図書等が適切に保管、活用されるよう努めるものとする。」と書いてあるのが、唯一の法的な文言なんです。これを果たして法律で書けるかどうかというと、なかなかハードルが高いのかもしれないので、この望ましい基準をもうちょっとより具体的な基準、これをやると、廃止・休館だけじゃなくて、返還の問題とか、いろいろ関わってくるので、どこまで書けるか難しいのですが、一部は倫理規程の方に委ねるとして、法令の方でどこまで書けるかというのは、法律ではなくて、もうちょっと下の方で議論すべきものなのかなという気はしています。

以上です。

【浜田座長】 御意見、ありがとうございました。

そのほかに、いかがでしょうか。

では、青木委員、お願いいたします。

【青木委員】 今、博物館廃止の話が出ておりますけれども、これは博物館法第 15 条の廃止とは異なるのでしょうか。要するに、同じようなことではないかと思うのですけれども、今、審議は新しい審査基準でありますね。この審査基準の中に廃止まで含めると、更に登録するのが面倒になるかと思えます。でありますから、別途にそれはお考えなられた方がいいかと思えます。そして、それは博物館法第 15 条を基本に展開すればよろしいのではないかと思えます。

それから、本題に立ち返ってですけれども、新しい審査項目であります。ここに挙げられているのは非常に正鵠を射たものだと思います。ただ、一つ気になるのは、外部への発信といいたまいませんか、「外部発信」という用語がない。それぞれのところにこれは含まれているのかもしれませんが、できれば外部発信といった新たな一項目を加筆していただくことによって、いわゆる条文を明確化する、分かりやすくするということが必要だと思います。

以上です。

【浜田座長】 ただいま、外部発信という御意見が出ました。日博協の報告書の方向性の中で、恐らく、7番の連携・協力とか、あるいは展示・教育の中に含まれる項目かと思われる。今、ホームページを設けたり、もちろん広報ということも博物館では重要ですので、そのような御意見も必要かと思いました。

前半の討議時間が間もなく来てしまうのですが、その他、この前半部分について御意見がございましたら、いただけたらと思います。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。そうしましたら、最初の論点であります新しい審査基準と登録のインセンティブについて、おおむね以上の論議でとどめておきたいと思います。

次に、今度は後半になりますが、17ページの論点マル5、第三者組織の関与、それから、19ページの論点マル6、定期的な報告、20ページの論点マル7、施行期日、21ページの論点マル8、経過措置について、御意見をいただけたらと思います。特にこの中でも第三者組織の関与と報告をどうするかというところが中心かと思われますが、まず、御意見のある委員から、画面上で挙手又は挙手ボタンを押していただきますよう、お願いいたします。いかがでしょうか。

先ほど第三者組織のことについて半田委員から少し御意見が出ましたが、その辺、半田委員からももう少し細かくいただければと思います。いかがでしょうか。

【半田委員】 ありがとうございます。私は、ワーキングの中で、日博協という立場で、一応、第三者機関のあるべき立てつけについて意見を述べさせていただいたのですけれども、今回の教育委員会からのアンケート結果を見ますと、さっきもちょっと申し上げましたが、第三者機関あるいは組織の在り方を含んだ法改正あるいは制度充実の方向性についてのコンセンサスがまだまだ行政の方とも共有でき切れてないのかなあという気がします。教育委員会の方が今回の新しい登録制度の検討に向けて自分たちはどういう業務を担っていくのかという部分と、それに第三者機関がどういうふうに関与してくるのかという役割分担というのは、今後、第三者機関の在り方、役割、法制みたいなものをより具体的に検討を進めていく必要があるなというのが、今回のアンケートでも明確になったと感じているところです。

審査と認可というものについては実施事務として教育委員会に残るという前提については、部会の方でもコンセンサスをつくっていますので、その方向で進んでいくのだろうと思いますけれども、最初の話で、今の登録から漏れている、外側にいる博物館を仲間として取り込んで、そこも含めてもり立て・盛り上げをしていくという仕組みの中における第三者機

関の役割というのは結構いろんな部分にわたって重要性を持っていると思っています。そのもり立て・盛り上げの部分の全部を教育委員会の方にやっていただくということではないわけですから、全国の共通の基準をつくっていく、あるいはガイドライン化していくということも第三者機関の重要な役割の一つだろうと思います。その中で、先ほども申し上げましたが、館種特性と地域特性をそこにどういうふうに盛り込んでいくのかも重要な観点かと思っていますので、そこについては地域の教育委員会の方との協議が欠かせないと思います。また、あるべき審査、あるいは育成、それから、更新制度をどうするかも大きな問題だと思うのですが、更新を制度として教育委員会の業務として落とし込むということになると、現場はそれに耐え得る体制を持っているのかという点については、現状ではなかなか難しいだろうと思うのです。どういう形にせよ、定期的なチェックというものは、振り落としを目的とするのではなくて、足りない部分を育てていく、盛り上げ・もり立ての仕組みの中でそれぞれの博物館の課題解決に支援をしていくという立場だろうと思いますので、そこは、教育委員会の役割を明確にした上で、第三者機関が支援機関としてそれにどう関わるのかということにおいて、これからの組み立て方、仕組みの在り方の議論が進んでいくべきかと考えています。

取りあえず、そんなところでよろしくをお願いします。

【浜田座長】 具体的なご説明、ありがとうございました。17 ページの図の中でも、審査は国又は都道府県等の教育委員会が行うという線で書かれておりますが、意見聴取とか具体的な支援等を、この図の中では第三者委員会としています。委員会となりますと、非常設といいますか、常設的であっても、必要あるごとに集まる組織になっていくのかと思われまます。そういう意味では組織という表現になると思うのですが、その一方で常設的な機関というのももしかしたら必要になってくるのかなと個人的には思うのですが、その辺も含めまして第三者組織の在り方について、併せて皆さんから御意見をいただけるとよいかと思っておりますが、ただいまの半田委員の御意見も踏まえまして、いかがでしょうか。

竹迫委員、どうぞお願いいたします。

【竹迫委員】 ありがとうございます。第三者機関は、このワーキンググループでも何度も話されてきて、半田委員からも具体的な提案を頂いていて、私たちもイメージしやすいところだと思います。小規模館も含めて様々な館を支えるものであってほしいと、各自治体と併せてそういう組織であってほしいと思うのですが、今言われた各自治体に加えて、①地域の特殊性が分かる立場の人、②それから館種の特殊性が分かる立場の人、なおかつ、

とりわけ、③この博物館法を体現するような、大きく博物館とはどういうものであるべきかということ伝えて、指導というのか、アドバイスができる人という、どこかだけに偏るのではない、そういう方たちで構成される第三者機関を自治体ごとに組織し直していくのではないかと思うのですが、第三者機関のベースがあったとしても、そういう構成であってほしいというふうに思いました。

加えて、更新に関しては、10年に一度とかという大きい手続とは別に、年度、年度の事業計画、予算、事業報告、決算、運営状況の「庶務の概要」のような報告というのがきちんとなされていて、そこで大きな問題がない、変更がないということの確認をしあう中で、簡便に更新手続というか、毎年の確認というのはできるのではないかと。それであれば、各館、どこも行っていることだと思いますから、実施していくことはできるのではないかと。変更事項があればそれに加えてもらうということで、審査をする必要があるかどうかということの検討に入っていくというような手続でどうでしょうかと思いました。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。委員会・機関との関係性ですとか、それから、報告というのは重要であるという御意見だったかと思えます。

続きまして、小林委員、お願いいたします。

【小林委員】 今の竹迫さんの意見とほぼ同じですが、更新についてですが、日常的に報告をする仕組みがあるといいとは思いました。それが年度ごとなのか3年ごとなのか、適切なスパンは分かりません。更新制度というよりは、都道府県なり指定都市に対して、登録を認可したところが適宜報告をするということです。そのことによって博物館の事業なり博物館のやっていることを自治体（登録先）に理解してもらっておくということが大事な気がします。実は昨日、ある自治体の博物館の指定管理者選定委員会が開催されました。それは選定のためのプレゼンテーションだったのですが、継続がかかった選定でした。そこで、これまでやってきたことと、これからの5年間でやる予定を聞くというのは、すごく大事な気がしたということです。それが指定管理者の選定である必要はないと思います。ただ指定管理者制度を使う場合などは、必ず中間評価をします。それは意味があると思います。ただ、一つ心配していることは、そこに第三者として自治体職員以外のその領域における専門家が入っていないと難しいと思ったということです。というのは、自治体の人たちは形式的なことをきちんとやるというのは得意です。法令で定まっていることが適切に行われているかの判断はできると思います。ただ内容や運営方法に踏み込んだところについては、やはり専

門性が必要だと思います。自治体の職員は、教育委員会であろうと、何であろうと、皆さん異動していくわけです。法令等で判断してもらう部分と内容や運営方法の部分の審査、あるいは、評価ができる、第三者委員会、専門性のある人の参加が大事だと思います。

以上です。

【浜田座長】 ただいまの小林委員の御意見については、16 ページのアンケート結果が明瞭に示していると思いますけれども、過半数は行政職員のみによる審査が現状では行われているので、それをいかに専門家も交えて行うかということかと思われまます。

その他、御意見のある委員は、いらっしゃいますか。

佐久間委員、どうぞ。

【佐久間委員】 短く、2点。今の報告の件は、私も再審査でなく報告で済ますということで基本的にはいいと思っています。ただし、自治体に対して理解をつくっていくこと以上に、市民・国民に対して理解をつくっていくことというのが非常に必要になっていると思うので、こうした報告事項というのがどう公開されていくかという、そういう観点も必要なんじゃないかなあと思います。要するに、パブリックなものとして博物館が何をやっているのだということの公的資料が公開されるということは、すごく大事なことなんじゃないかなというふうに思っています。

それと、第三者委員会に関しては、ある程度、審査の全国的な共通性ということがすごく大事になってくるので、竹迫委員がおっしゃったように、広い観点ですということはどう統一的に確保するのかというところも、すごく大事になってくるんじゃないかなというふうに思っています。

もう一つ、この図の中に入ってくるかどうか分からないのですが、登録申請というところをサポートしていくことがすごく大事だよなということも、これまでの議論の中で指摘されていました。これが選定をする第三者委員会と助言をしていく機関が同じでよいのかどうなのかというのは議論のあるところだと思いますが、そうした助言機関が必要だということは、都道府県の負担を和らげるためにも必要なことかなあというふうに思います。

ちょっと前後しますが、先ほどの都道府県への報告のところですが、報告への返事の矢印は、変更登録あるいは取消しというだけではなくて、助言とか指導とかっていうところが、実態としては絶対にあることなんだろうと思いますけれども、必要なことかと思えます。それは、第三者委員会から都道府県を通じての指導ということも含めて、助言ということも含

めて、何がしか、改善のためには非常に必要なことかと思っています。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございます。

実は私自身もまだはっきりイメージがつかめていないところがありまして、登録審査は多分、都道府県がつくった第三者委員会でできると思いますが、その前提となる登録の事務手続、書類をつくるとか、運営の指導を受けるということは、多分、委員会形式では難しいのかなと考えていまして、そのために常設的な第三者機関というのが何か関与しないといけないのかなと思っています。そういう意味では委員会と常設的機関の両方の支援と支援策というのが必要なのかなと考えているのですが、その辺について、ほかの委員の皆さんはどのようにお考えか、是非この場でお伺いできたらと思っているのですが、いかがでしょうか。

半田委員、お願いいたします。

【半田委員】 大体、今出てきている御意見と同じ方向だと思いますが、自治体によっては、先ほど申し上げましたように、博物館の登録事務自体が今の業務の中で非常にレアな事務になっているという現実も踏まえてみますと、そういった事務を行うが故に第三者機関の専門的知見が必要だといったときに、臨時の委員会等を立ち上げてきちっとやれる体制を持っている自治体の方が少ないのではないかという気もするのですね。それについて、自治体の体力に応じて、地域の事情を踏まえて、それを審査していける第三者機関としての委員会というものをつくって審査されるという形も、もちろんそれはあるべき姿だと思いますが、それができないような、難しい状況にある自治体、特に小さな基礎自治体の博物館なんかもそうだと思うのですが、そういったところに、今、座長がおっしゃったような、申請したいけど、それを具体的に進めていくための支援であるとか、手続であるとかといったものは、全国共通の基盤を持つ、ある程度の常置機関がそのコンサルに応じて対応していくという体制づくりは求められるのではないかと思います。それと自治体が独自におやりになる仕事とのマッチングもというのが、これから検討されるべきかなと思っていますところでは。

【浜田座長】 御意見、ありがとうございました。

そのほかに、いかがでしょうか。ただいまは、第三者機関とか、更新制の話になりますけれども。

佐々木委員から、何か御意見はありますか。

【佐々木座長代理】 ありがとうございます。具体のイメージになるのですが、第三者、

専門家によるサポートと審査ですけれども、以前、協力者会議で検討していた時期に、イギリスとアメリカの登録認定基準の実務を実際どうやっているのか、栗原さんなんかとご一緒に、見に行かせていただきました。助言をする、コンサルするような人は、館種別、地域別の専門家の館長さんといったキャリアを積んだ方、OBの方、そういう方がいらっしゃって、具体の審査基準にかなっているかどうかというのをいろいろと助言をしていくというお話です。前に栗原さんが御発言されていたかと思うのですが、審査される側も、そういうやり取りする中でいろいろ気づいて、変えていかなきゃいけないところが分かってくる。審査する側も、人のふり見てということで、ほかの館を見ると自分の館の運営にも振り返りができるということで、双方役に立っている仕組みだというお話を伺いました。

ですので、相互扶助じゃないですけれども、そうやってお互いに底上げして、もり立てていく人的ネットワークをつくっていくということになるイメージを描いています。ベテランの方は当然として、中堅どころでこれから先の運営を担う方とペアになって、共に学んでいく、そういった制度設計も必要なんじゃないかと思います。

もし栗原さんから何かあれば、お願いします。以上です。

【浜田座長】 具体的に、ありがとうございます。

栗原さんから何か補足があれば、お願いいたします。

【栗原オブザーバー】 いや、今、佐々木委員がおっしゃったとおりかと思います。

別件で、論点⑥の方で一言よろしいですか。更新制度ではなく定期的な報告にしてはどうかという御提案と受け止めているのですが、本当に大丈夫なのかというふうに思っています。今年の5月の第5回ワーキングで、登録博物館でありながら学芸員がゼロというところが何と256館もあったという衝撃的な事実を改めて考え直さなきゃいかんと思うのですね。256館というのは、登録博物館全体の何と28%ですよ。3割近くが学芸員ゼロの登録博物館になっているという、この実態を考えた場合に、本当に単なる定期的な報告を義務づけることによって解消できるのでしょうか。もう少し慎重に考えるべきなのではないかと思っています。

歴史的に言うと、過去においては博物館法第17条で、各都道府県教育委員会は文部大臣に報告義務があったのですね。そのときは割と各都道府県は真面目にやっていたのですが、1999年に地方分権の一括法によってそれが廃止（削除）された。つまり、国に報告する義務はなくなったのですが、都道府県においてそういったことをやるという条文がなかったがために結果的に何もしない県が出てきてしまったというのが歴史的な経緯なので、それ

よりは報告というのを条文上しっかり書き込むことが前進かと思います。本当に報告だけで大丈夫なのかというのをちょっと懸念しているということだけ、申し上げておきます。

以上です。

【浜田座長】 では、竹迫委員，どうぞ。

【竹迫委員】 本当にそのとおりだと思います。審査基準に基づいた報告書のフォーマットがないと、各館，都合のいい報告で終わってしまうので、学芸員数は去年とどうなのか、面積は変わってないのか、用途変更はないのかみたいな、基準としての項目は幾つか入って、それを見れば、自治体なり、第三者委員会なりが分かる、という形を取らないといけないうらうと思います。そうでないと、何の報告もしないまま 10 年とか 20 年とか過ぎてしまったときに、蓋を開けたらここまで変わっていたのかみたいなことでは、博物館法で定めていくものが担保できないらうと思います。

毎年の報告義務を積み重ねていく。それと同時に、更新をきちんとしていく一定のスパンでのより精密な審査手続との組合せで、毎年の負担を軽減しながら、見るところを見ていく、審査すべきところを常にチェックしていくというようなことができるといいかなというところでは、よろしくお願ひします。

【浜田座長】 世の中が規制緩和されていく中で、様々な課題が出てきており、定期的な報告のみで大丈夫かという御意見を頂いたところかと思ひますけれども、この辺も含めまして、他の委員から、また御意見をいただけたらと思ひます。いかがでしょうか。

では、半田委員，どうぞ。

【半田委員】 今回の栗原さんの御指摘には、私も同じ懸念を持っています。とはいえ、更新制度を入れたときの期限を 5 年にするのか 10 年にするのかについては、部会では大体、10 年が一つの区切りではないかという話になっていたかと思ひますけれども、そうしたときに現場の事務負担がどの程度増えるのかとかいうこともありますが、竹迫さんが言っていた、ルーチン的な、年ごとの博物館のそれぞれの状況みたいなものは、ある程度、全国的なフォーマットをつくって、基本的事項を報告していただくことによって、佐久間さんがおっしゃった日本全体の博物館の動向をまとめていって、国民も知ることができるというのは、とってもいい発展的なお話だと思ひます。そうしたときに、そういう全国均一なフォーマットによる博物館状況の把握、基本的に登録されている博物館の状況というものを取りまとめて、それを情報化して発信していくという機能自体は、全国的な第三者組織が担えるのではないかと思ひます。それをきちっと登録博物館リストにのっとして

各自治体の教育委員会と共有を図るシステムというのは、ある程度、可能性として考えられるだろうと思います。現場サイドの負担感として、報告をしなくちゃいけないというのが業務負担にはなるのではなくて、佐々木さんもおっしゃったように、逆に足りないところをどうすれば課題解決に向けていけるのかという各館の事業自体の自主的な解決・充実に向けた動きに手を差し伸べていけるような感じの仕組みをつくってあげればいいのではないかなあと思っているところです。なので、全く報告だけというふうにしちゃうと、目的とするゴールがあやふやになってしまうかなという気がしています。

以上です。

【浜田座長】 ただいま半田委員からは、第三者機関の関与は重要ではないかという御意見を頂いたのかなと思います。今回、登録制度を変更することによって、これまでもそうだと思うのですが、書類作成は、多分、各館ともとても煩雑だと思っているのですね。そういったことによってそれが高いハードルになってしまわないように、全体的なサポートを、今度、新しく第三者委員会なり第三者機関を設置して、支援できる体制をつくって、より多くの博物館に手を挙げていただくという方向性が多分望ましいのかなと思うわけです。その方向で進められたらよいかと思いますが、その他いかがでしょうか。

では、塩瀬委員から、御意見をお願いいたします。

【塩瀬委員】 ありがとうございます。今伺った点に関してなんですけど、そういう意味で言うと、審査の中にデジタル化を最初から入れておいたほうがいいのではないかと思います。世間で言われているDX化は、それを入れようとすると仕事が余計に増えるという矛盾を起こしています。本来は、業務の効率化があって、同じ仕事を2度しないためにデジタルを入れるはずですが、新しい審査そのものを導入する際にも、最初からフォーマットを統一するなどして、判子も当然押さずに（委員の皆さまもうなずいている方がたくさんで面白かったですが）、認証のプラットフォームも最初からデジタルを駆使して共有するところすごく大事ではないでしょうか。それこそ資料云々に関しても、データベースの部分でフォーマットが全国的に統一されるべく話合いがなされていけば、資料に関しても、どこどこにどういうものがあるという話は本来共通化の最大の利点であるはずですが。先ほどの博物館のうち、やむを得ず畳まないといけないというときにも、特に学術分野の中での博物館資料の重要性は、証拠資料がどこにあるかということなので博物館ネットワークとして追跡可能性を担保できればいい。常にどこか特定の博物館に当該標本がなければならぬというわけでは本来ありません。例えば、植物分野のハーバリウムで言うと、どこどこ

大学、例えば、ライデンならライデンにこれこれこういうタイプ標本があるというような情報共有自体が学術研究分野全体を支えています。その標本のありかが場所とともに移動することも視野に入れておかないと、特に大学博物館は大学の運営方針にも左右されるところが0ではないため、急に畳まなくてはならないといった問題も生じかねません。それは学術分野を支える博物館機能という点ではすごい脆弱で危機的状況なので、そういった外乱によらず、ちゃんと資料がどこどこにあつて、それはどこどこに移管されなければこの分野自体が成り立たないといった証拠資料にもなりえます。多分、収蔵の効率化ということに関しても、同時に博物館運営に関しても、最初からDX化の部分は議論のなかでいらんでいただけるとよいかと思います。多分、今出てくる法律改正に関するご意見の多くは、書類をたくさん出さないといけないはずという漫然とした書類作業に対しての忌避であり、仕事が増えるに違いないという事務負担に対する抵抗があるのではないのでしょうか。それこそフォーマットを統一した上で、簡便に各館から申請もできるし、第三者委員会からの審査もできるというところを最初から盛り込むようなことを踏まえていただくと現場にとっても取り組みやすい制度になるのではないのでしょうか。それが文化庁と今度新しくできたデジタル庁の連携になるのかどうか分かりませんが、あくまで、仕事が増えるデジタルではなく、これをデジタル化すると別の作業が減るといふように、しっかりとアピールしてけるとよいのではないのでしょうか。

以上です。

【浜田座長】 現在の国の動向も踏まえて、申請や報告のデジタル化という御提案がございました。

では、内田委員、お願いいたします。

【内田委員】 ありがとうございます。塩瀬先生がデジタル化の話を打ち出していただいたので、私、システム屋であるにもかかわらず、逆にアナログの話に振ってしまうのですが、今回、この審査というのは、書類だったり、何か提出というのが前提となっているのか。それとも、委員会が面談する、あるいは、博物館、現地に行くというのが前提となっているのか、この資料からは私は分からなかったもので、その確認をお願いしたいと思います。といいますのは、先ほど佐々木先生がおっしゃった、審査する側も発見があるよねとか、あるいは、今後、指導とか、そういったことをやっていくのに、一方通行の書類の提出だけでは多分そこはできないと思いますので、現場に行ってフェース・ツー・フェースで話をして、ここが足りないよね、こういうやり方があるよというような、コミュニケーションが生まれる

ようなやり方、それは Zoom でもできるといえばできるかもしれないのですが、この資料はどういうことを前提としてつくられているのかというのを、確認をお願いしたいと思います。

以上です。

【浜田座長】 この点については、事務局に問い合わせた方がよろしいですかね。実は、我々の内輪の打合せの中でも両側面を考えていて、評価が審査ですごく大きな負担になると思いますので、例えばですが、第三者機関が館を訪れて行うという方法もあるのではないかという話はあるところですが、事務局から、その辺を、ちょっと説明をいただければと思います。

【稲畑補佐】 事務局でございます。アンケート結果には表れてないのですが、現在の審査でも専門家を委嘱して、その専門家が実地を訪れて現場とコミュニケーションしながら、審査の前提としての書類を作ったりとか、現場を確認したりとかっていうことを行われている自治体はございます。現在のシステムは、最低ラインを定めながら、プラスアルファ自治体でいろいろ創意工夫してやっていく分には構わないというシステムですのでそうなっているのですが、新システムにおいても、現場の確認が必須であるという前提では、この資料はつくってございません。現場の負担の軽減というのが一つ念頭にあるものですから、必須としてしまうとかえって形骸化した業務が増えていくのだろうという前提で、必要に応じて現地調査をとるという前提で、つくってございます。この辺りは議論いただければと思います。

【浜田座長】 内田委員、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

【内田委員】 ありがとうございます。前提が分かれば、今日の質問としては大丈夫です。ありがとうございます。

【浜田座長】 時間も迫ってまいりましたが、原委員、どうぞ。

【原委員】 じゃ、手短に。今、全体の話をしていて、やっぱりインセンティブがないと実際には動かないのだろうと思っています。現場を見ていると、インセンティブを獲得するために努力するというのが普通の申請者のありようなので、きちっとインセンティブをつくってあげるということ自体がとても重要なように思っております。

その上で、先ほど塩瀬委員がおっしゃっていたし、あるいは部会を傍聴していたときもおっしゃっていたような気がするのですが、コレクションのデジタル化というのでしょうか、目録のデジタル化というのは小さなところこそ大変そうです、見ていると。博物館登録

してくださいと相談に来てから、何に時間が一番かかりましたかと言うと、目録の整理が一番かかっているのです。それから、お金と時間がないというところがあるので、外縁部にいるミュージアムに対する登録へ向かわせる何かといわれれば、博物館登録を目指して補助金をもらってデジタル化できるみたいな感じになってくれると、ひよっとしたら少し手を挙げてくれるところもあるのかなと思いました。それで、最終的に、ロゴマークは東京都の教育委員会でもさんざん話をしたことがあります。ロゴマークをつけようかって。それは大賛成なので、そういうものがあってもいいかなと思いました。

あと、インセンティブのもう一つの考え方として、博物館登録された暁には、全国博物館の日とかいうのができて、そこに参加していますよ、今日は無料ですよみたいな、ちょっとお祭り騒ぎができるとありがたいかなと思っています。うちも、東京文化財ウィーク、もう20年やっているのですが、東京文化財ウィークに所有者さんが参加して、町中を文化財の博物館にしちゃいましょうってお声をかけたときに最初は「えーっ」と言っていたのですが、ガイドブックを発行してそれぞれの文化財を全部リストして、こんなところへ行けますよなんていうのを見せるようになったら、逆に、それに載せてほしいという文化財所有者がだんだん集まってきて、今、400近くの場所で、秋にはまた一斉公開日を持つのですが、博物館さんの小さいところって広報するお金がないのですね。都道府県とか全国で博物館の日なんていう形で載っけてもらって宣伝してもらえると、手を挙げさえすればいいのですから、いつものようにやっていて、手を挙げさえすればいいんですよってなってくると、喜んで乗ってくるようなところがあるのではないかなと思っています。

最後、誰も意見を言ってなかった、マル7の施行期日については、都道府県にアンケートが来ており、うちの組織の中でも話し合いました。方向性については、私からみんなに説明して、共有、理解したので、今持っている内部機関ではなくて外部機関にすること自体は総論賛成。でも、外部機関に一体どういう法的な役割を持たせるのかというのは、実施事務なのだろうか、それともこの法律なのだろうかという話がありました。というのは、審議会という、条例で決めてしまう一番きつい組織、第三者機関というものもあれば、いわゆる審査会という、もっと柔らかいやり方もあるのですね。そういう準備を考えると、それに踏み出すということは、地方自治体にとっては大変です。行政の一つの仕事を大きく増やすことになりますので予算と体制が必要で、都の組織内意見では、もう令和4年度の予算要求は終わったし、それをやるのだったら、ちょっと準備期間が必要だろうねと。それから、もしも条例設置の委員会だなんていうことになると都道府県教育委員会で規則なり条例を発

布しなくちゃならないので、それには最低2年かかります。なので、それをやっていくのって非常に大変です。

では、そういう例はないかということになりますと、景観法があります。景観法の中で自治体ごとに景観条例をつくりなさいという法律。もしも条例をつくったら、あなたたちは景観団体ですということ、地方自治体を国が指定してくれるのです。そこには地方交付税がついてくる必要があると思っています。要は、地方をどうやって動かすかというのは、それに伴う業務が増えるわけですから、その裏づけとなる地方交付税が出て、認定を地方自治体として受けられるかどうかということが非常に大きい問題になるのではないのでしょうか、成功するか、しないかという問題になるんじゃないかと思った次第です。すみません、長くて。

以上です。

【浜田座長】 博物館の日については、日博協で定められたものがあると思います。あと、登録のインセンティブについては、今回のアンケートで、29 ページに、博物館の研究機関指定ですとか、動植物園等の希少種の移動とか飼育関係のメリットですとか、それから、著作権の教育機関特例等の御意見が出ていますので、これらはインセンティブとして少なくとも検討しなければいけない部分かと思われませんが、他の省庁が関わってきますので、これは事務局に御尽力いただくほかはないかと思っております。

時間も大変迫ってしまいました。施行期日と経過措置について後ろの方に資料がございますが、今の原委員の御意見も踏まえ、施行期日は少なくとも2年は時間的に必要なのかなという御意見だったかと思えます。また、経過措置についても、これまで更新は5年とか10年という話が出ていますので、その範囲内を経過措置というふうに考えるのが妥当かなというふうに考えるところです。時間が迫っておりますが、最後に、この辺につきまして御意見のある委員がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【稲畑補佐】 座長、1点確認ですけれども、先ほどの施行期日の点は、原委員がおっしゃったのは、条例をつくるのであれば最低でも2年は必要だということだったと理解しておりますが、条例をつくるか、つくらないかによって準備の時間が大きく異なるということで、必ずしも2年ということではなかったと理解しましたけれども、それでよろしいでしょうか。

【浜田座長】 承知しました。それだけ長い期間は必ずしも必要ではないという確認を取

れたかと思えます。

ありがとうございました。一、二分過ぎてしまいました。時間となりましたので、本日の議論は以上にしたしたいと思います。委員の皆様におかれましては、これまでと同様に、次のワーキンググループはまだ、これからどうなるかはっきり分かっておりませんが、今日の議論をもう一度振り返っていただいて、御意見のある方は随時、事務局にメール等で御意見をいただけたらと思えます。

それでは、事務局から、今後の予定について、最後に説明をお願いいたします。

【稲畑補佐】 事務局でございます。今日は、ありがとうございました。前回のワーキンググループで示させていただいた今後の予定として、今日以降の予定は予備日とさせていただきます。今日で、「審議経過報告」で提示した論点のうち、法律という観点から方向性を決めていかなければならない点については、おおむね全て議論をし終えたというふうに理解しております。今後、文部科学大臣からの諮問に基づく答申というものをまとめる作業に部会として入っていただくことになろうかと思えますけれども、それをどのように進めるかは、座長と相談の上、また御連絡させていただきたいと思えます。

以上です。

【浜田座長】 ありがとうございました。

それでは、これで第9回のワーキンググループを閉会します。皆さん、どうもありがとうございました。

— 了 —